

## 令和7年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱

(令和7年3月31日石岡市告示第314号)

### (趣旨)

第1条 この告示は、狭あい道路の道路後退用地等を確保し、住環境の確保と安全で快適なまちづくりの推進する図るため、予算の範囲内で買取り及び補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狹あい道路 幅員が1.8メートル以上4メートル未満の道で、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により道路とみなされるもの（私有地道路を除く。）をいう。
- (2) 土地所有者 狹あい道路に接する土地において所有権を有する者をいう。
- (3) 道路後退線 法第42条第2項により境界線とみなされる線をいう。
- (4) 道路後退用地 狹あい道路の境界線から道路後退線までの間の土地をいう。
- (5) すみ切り用地 法第42条第2項の規定により、道路とみなされたものの境界線の内側に設けるすみ切り部分の土地をいう。
- (6) 後退用地等 道路後退用地及びすみ切り用地をいう。
- (7) 分筆測量 敷地の一部を後退用地等として分割する測量及び登記業務をいう。
- (8) 既存塀等 後退用地等内に築造されている塀、擁壁、生け垣及び樹木で別表に定めるものをいう。

### (適用除外)

第3条 土地所有者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この告示による規定は適用しない。

- (1) 国、地方公共団体及びこれに準ずる団体であるとき。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に定める開発行為（規模が1,000平方メートル未満のものを除く。）を行う者又はこれを行った者であるとき。
- (3) 1,000m<sup>2</sup>以上の一団の土地の分譲等を行うとき。
- (4) その他市長が適用しないと認めるとき。

(協議)

第4条 後退用地等の買取り及び寄附又は土地の分筆測量及び既存塀等の撤去補助（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする者は、道路後退用地の整備等に関する協議書（様式第1号）に、関係書類を添えて、市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、協議を開始した年度内のみ有効とする。

(道路境界の確定)

第5条 土地所有者は、前条の協議（以下「協議」という。）をしようとするときは、あらかじめ敷地の境界を確定しておかなければならない。

(後退用地等の買取り)

第6条 市長は、第4条の協議が整った場合において、土地所有者が道路後退用地等売却申出書（様式第2号）により、後退用地等について売却の申出をしたときは、予算の範囲内においてこれを買い取ることができる。

2 前項の規定により後退用地等を買い取る場合の価格は、次のとおりとする。

- (1) 道路後退用地 協議が整った時点における1平方メートル当たりの固定資産税評価額（当該用地の現況地目が宅地でないときは、近傍類似宅地の固定資産税評価額をいう。次号において同じ。）の3分の2の価格に買取り面積を乗じて得た額
- (2) すみ切り用地 協議が整った時点における1平方メートル当たりの固定資産税評価額に買取り面積を乗じて得た額

(後退用地等の寄附申出)

第7条 市長は、第4条の協議が整った場合において、土地所有者が道路後退用地等寄附申出書（様式第3号）に、関係書類を添えて、後退用地等について寄附の申出をしたときは、これを受入れができるものとし、道路後退用地寄附受入書（様式第4号）により、寄附を受入れる旨を土地所有者に通知するものとする。

(補助の対象)

第8条 後退用地等の買取り、分筆測量及び既存塀等の撤去の補助の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、既存塀等の撤去補助については、分筆測量を伴う行為のみとする。

- (1) 市道と敷地の境界が、明確になっていること。
- (2) 法に規定する建築等の確認に適合する敷地であること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者が、所有権を有しているものであること。

- (4) 所有権以外の権利が、設定されていないこと。ただし、その権利が抹消されることが確実なときは、この限りでない。
- (5) 分筆測量の見積額が、適正に算出されたものであること。
- (6) 後退用地等は、狭い道路と高低差が同じで平坦であり、電柱等の工作物が無く、通行に支障がないものであること。
- (7) 撤去する既存塀等が、後退用地等内にあるものであること。

(分筆測量の補助金の額)

第9条 分筆測量の補助金の額は、予算の範囲内において、後退用地等の分筆測量に要する額の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出された金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。
- 3 第1項において、連続する後退用地等であって同一の土地利用形態であると市長が認めるものは、土地所有者の数にかかわらず、1後退用地とみなす。

(既存塀等の撤去補助金の額)

第10条 既存塀等の撤去補助金の額は、予算の範囲内において、1後退用地等につき、別表に定める基準により算出した額とし、当該算出した額が40万円を超えたときは、その額と40万円との差額の2分の1の額を40万円に加算した額とする。

- 2 前項の規定により算出された金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。
- 3 第1項において、連続する後退用地等であって同一の土地利用形態であると市長が認めるものは、土地所有者の数にかかわらず、1後退用地とみなす。

(交付の申請)

第11条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、分筆測量（既存塀等の撤去）補助金交付申請書（様式第5号）に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第12条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第13条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後、分筆測量（既存塀等の撤去）補助金実績報告書により、速やかに市長に提出すること。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返納又は返還しなければならないこと。
- (6) その他市長が必要と認める条件

(交付の決定の通知等)

第14条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を分筆測量（既存塀等の撤去）補助金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第15条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について、次に掲げる変更理由が生じた場合は、分筆測量（既存塀等の撤去）補助金変更申請書（様式第7号）に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金額に変更が生じるとき。
  - (2) その他市長が必要と認める事項を変更するとき。
- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額

の変更を必要とするときは分筆測量（既存塀等の撤去）補助金変更交付決定通知書（様式第8号），その他にあっては分筆測量（既存塀等の撤去）補助金変更承認通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第16条 申請者及び補助事業等の内容の変更の申請をした者は，前2条の規定による通知を受けた場合において，補助事業の中止又は実施困難等により当該通知に係る補助金の交付の申請の取下げをするときは，市長が定める期日までに，分筆測量（既存塀等の撤去）補助金交付申請取下書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは，当該申請に係る補助金の交付の決定は，なかつたものとみなす。

（状況報告）

第17条 市長は，必要があると認めるときは，補助事業等の遂行の状況に關し，補助事業者から報告を求めることができる。

（実績報告）

第18条 補助事業者は，補助事業が完了したときは，速やかに，分筆測量（既存塀等の撤去）補助金実績報告書（様式第11号）に，関係書類を添えて，市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第19条 市長は，前条の規定による報告を受けた場合は，当該報告に係る書類等によりその内容を審査し，適當と認めるときは，補助金の額を確定するものとする。

2 市長は，補助金の額の確定を行ったときは，速やかに，分筆測量（既存塀等の撤去）補助金確定通知書（様式第12号）により，補助事業者に通知するものとする。

3 市長は，第1項の規定による審査の結果，補助事業の是正の見込みがなく，補助金を交付することができないと認めるときは，速やかに，その旨を補助事業者に連絡するものとする。

（後退用地等の買取り代金及び補助金の交付）

第20条 補助事業者又は土地所有者は，後退用地等が市へ所有権移転の登記が終了したときは，請求書により後退用地等の買取り代金及び補助金の交付を請求しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (5) 市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった場合においても適用があるものとする。

3 第14条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、分筆測量（既存塀等の撤去）補助金返納・返還命令通知書（様式第13号）により、期限を定めて、その返納又は返還を命ずるものとする。

（理由の提示）

第22条 市長は、補助金の交付の決定の取消しをするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示すものとする。

（その他）

第23条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。  
(令和6年度石岡市狭い道路整備事業実施要綱の廃止)
- 2 令和6年度石岡市狭い道路整備事業実施要綱（令和6年石岡市告示第391号）は、廃止する。

別表（第2条関係）

1 工作物

種類	補助金額
木柱金網柵、建仁寺垣等	1,000円/m <sup>2</sup>
フェンス、万年塀、柵板土留等	2,000円/m <sup>2</sup>
ブロック積塀、鉄筋コンクリート塀等	10,000円/m <sup>2</sup>
大谷石塀	15,000円/m <sup>2</sup>
玉石積擁壁、間知ブロック積擁壁等	12,000円/m <sup>2</sup>
鉄筋コンクリート擁壁等	15,000円/m <sup>2</sup>

2 生け垣

種類	補助金額
樹高1.0m未満	1,000円/本
樹高1.0m以上2.0m未満	2,000円/本
樹高2.0m以上	3,000円/本

3 樹木

種類	補助金額
幹周30cm未満	1,000円/本
幹周30cm以上60cm未満	3,000円/本
幹周60cm以上	10,000円/本

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

### 道路後退用地の整備等に関する協議書

道路後退用地の整備等について、令和7年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第4条の規定により、添付書類を添えて協議します。

なお、当該整備は、私が工作物等を撤去し分筆を行った上で、□市が用地を購入して整備すること（□市が用地の寄贈を受け整備すること）を希望します。

この本協議については、当該年度のみ有効なものとして同意します。

記

#### 1 土地の表示

石岡市

地 目

面 積

#### 2 添付書類

- (1) 案内図及び後退用地等の全景写真
- (2) 公図の写し（法務局備え付けの直近のもの）
- (3) 土地の全部事項証明書（法務局備え付けの直近のもの）
- (4) 同意書（土地所有者が複数の場合）
- (5) 建築確認を受けた配置図の写し又は建築確認概要書の写し

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

### 道路後退用地等売却申出書

道路後退用地等について、市に売却したいので、令和7年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申出します。

記

#### 1 土地の表示

石岡市

地 目

面 積

#### 2 添付書類

- (1) 公図の写し（法務局備え付けの直近のもの）
- (2) 地積測量図（法務局備え付けの直近のもの）
- (3) 売却する土地の全部事項証明書（法務局備え付けの直近のもの）
- (4) 土地所有者の印鑑証明書

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

### 道路後退用地等寄附申出書

道路後退用地等について、市に寄附したいので、令和7年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申出します。

記

#### 1 土地の表示

石岡市

地 目

面 積

#### 2 添付書類

- (1) 公図の写し（法務局備え付けの直近のもの）
- (2) 地積測量図（法務局備え付けの直近のもの）
- (3) 寄附する土地の全部事項証明書（法務局備え付けの直近のもの）
- (4) 土地寄附証書及び登記承諾書
- (5) 土地所有者の印鑑証明書

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

道路後退用地等寄附受入書

年 月 日付けで寄附申出のありました下記土地について、受け入れます。

記

1 土地の表示

石岡市

地 目

面 積

2 寄附受入目的

3 寄附受入年月日

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金交付申請書

令和7年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第11条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

内訳（分筆測量補助金 円）

（既存塀等の撤去補助金 円）

2 添付書類

- (1) 土地家屋調査士等による見積書及び見積根拠の写し
- (2) 既存塀等の撤去に係る図面や算定表（既存塀等の撤去補助がある場合）

様式第6号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、令和7年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第14条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

なお、本通知書については、当該年度のみ有効とします。

記

1 補助金交付決定額 円

内訳（分筆測量補助金 円）

（既存塀等の撤去補助金 円）

2 交付条件

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後、分筆測量（既存塀等の撤去）補助金実績報告書により、速やかに市長に提出すること。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返納又は返還しなければならないこと。

様式第7号（第15条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金変更申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあった分筆測量（既存塀等の撤去）補助金について、下記のとおり変更したいので、令和7年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第15条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付決定額 円

内訳（分筆測量補助金 円）

（既存塀等の撤去補助金 円）

2 変更後の補助金の申請額 円

内訳（分筆測量補助金 円）

（既存塀等の撤去補助金 円）

3 変更の内容

4 変更の理由

5 添付書類

（1）変更後の書類の写し

様式第8号（第15条関係）

第 号

年 月 日

様

石岡市長

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更については、令和7年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第15条の規定により承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定したので通知します。

なお、本通知書については、当該年度のみ有効とします。

記

1 補助金交付決定額 円

内訳（分筆測量補助金 円）

（既存塀等の撤去補助金 円）

2 交付条件

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後、分筆測量（既存塀等の撤去）補助金実績報告書により、速やかに市長に提出すること。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返納又は返還しなければならないこと。

様式第9号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった変更については、令和7年度石岡市狭あい  
道路整備事業実施要綱第15条の規定により承認したので通知します。

様式第10号（第16条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金交付申請取下書

年 月 日付けで交付決定通知のあった分筆測量（既存塀等の撤去）補助金について、令和7年度石岡市狭い道路整備事業実施要綱第16条第1項の規定により、申請を取下げます。

記

取下げの理由

様式第11号（第18条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった狭あい道路整備事業について、令和7年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第18条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 円

内訳（分筆測量補助金 円）

（既存塀等の撤去補助金 円）

2 添付書類

- (1) 分筆測量補助に係る領収書の写し
- (2) 補助事業完了後の後退用地等の全景写真
- (3) 公図の写し（法務局備え付けの直近のもの）
- (4) 地積測量図（法務局備え付けの直近のもの）
- (5) 後退用地等の全部事項証明書（法務局備え付けの直近のもの）

様式第12号（第19条関係）

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について、補助金実績報告書の審査結果に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので、令和7年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第19条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

内訳（分筆測量補助金 円）

（既存塀等の撤去補助金 円）

2 交付確定額 円

内訳（分筆測量補助金 円）

（既存塀等の撤去補助金 円）

様式第13号（第21条関係）

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

印

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金返納・返還命令通知書

年 月 日付けで交付決定・確定通知した補助金について、令和7年度石岡市狭い道路整備事業実施要綱第21条第4項の規定により下記のとおり返納・返還するよう通知します。

記

- 1 返納・返還すべき金額 金 円  
2 返納・返還期限 年 月 日  
3 返納・返還方法 別紙返納通知書による。  
4 補助金の内容

交付決定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金交付決定額	円
確定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金確定通知額	円
補助金の既交付額	円（ 年 月 日交付）
返納・返還事由	

- (1) 交付決定通知・補助金交付決定額・確定通知・補助金確定通知額は、それぞれ石岡市補助金交付規則第10条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第19条第1項の規定による交付決定若しくは補助金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は、取消し後又は変更後のものを記入すること。
- (2) 石岡市補助金交付規則第19条第1項の規定による決定の取消しに關し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までに応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので、速やかに返還すること。
- (3) 補助金等の返納又は返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付することになるので、速やかに返納又は返還すること。